

パンジープラン21 第9期計画

第10期苧田町高齢者福祉計画・
第9期苧田町介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
苧田町

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年度には後期高齢者が2,000万人を突破するといわれており、苅田町でも、同年に、後期高齢者が5,000人を超え、総人口に占める後期高齢化率は14%に近づくと予測されています。また、後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者も増加することが予想されています。

令和6年3月末をもって現行計画である「パンジープラン21 第8期計画（第9期苅田町高齢者福祉計画・第8期苅田町介護保険事業計画）」の計画期間が満了することから、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、さらなる「地域包括ケアシステム」の推進を図るため、新たに「パンジープラン21 第9期計画（第10期苅田町高齢者福祉計画・第9期苅田町介護保険事業計画）」を定めます。

(1) 計画策定の位置づけ

第10期苅田町高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づくすべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画です。この計画の目的は、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる社会の構築にあります。

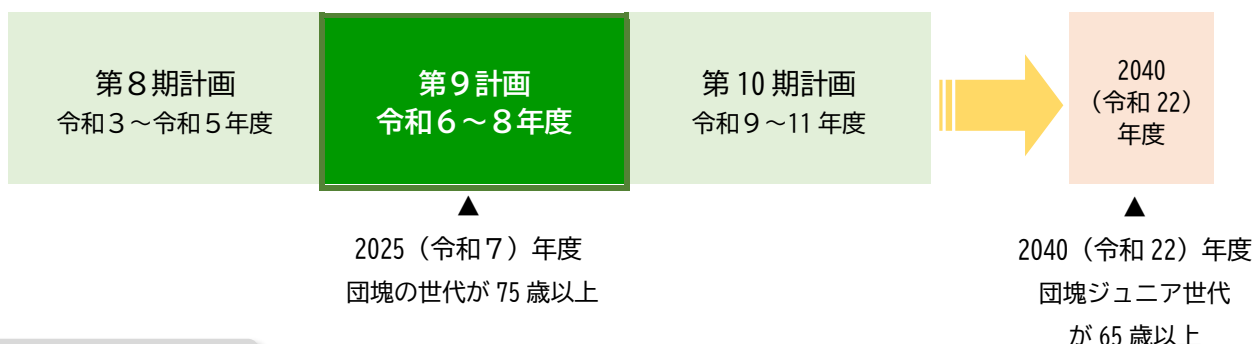
第9期苅田町介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づく要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

(2) 計画の期間及び進行管理

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

同時に、本計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025（令和7）年を迎えること、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据えて、苅田町における高齢者支援・介護予防・介護サービスのあり方を包括的に整備するという視点から策定します。

毎年度点検・評価を行い、課題の把握や分析、課題解消に向けた今後の対応の検討等を行うことで、本計画の実施状況の把握と進行管理を実施します。



(3) 各種調査の実施

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方の検討に当たって、苅田町の課題や住民のニーズを把握する必要があります。

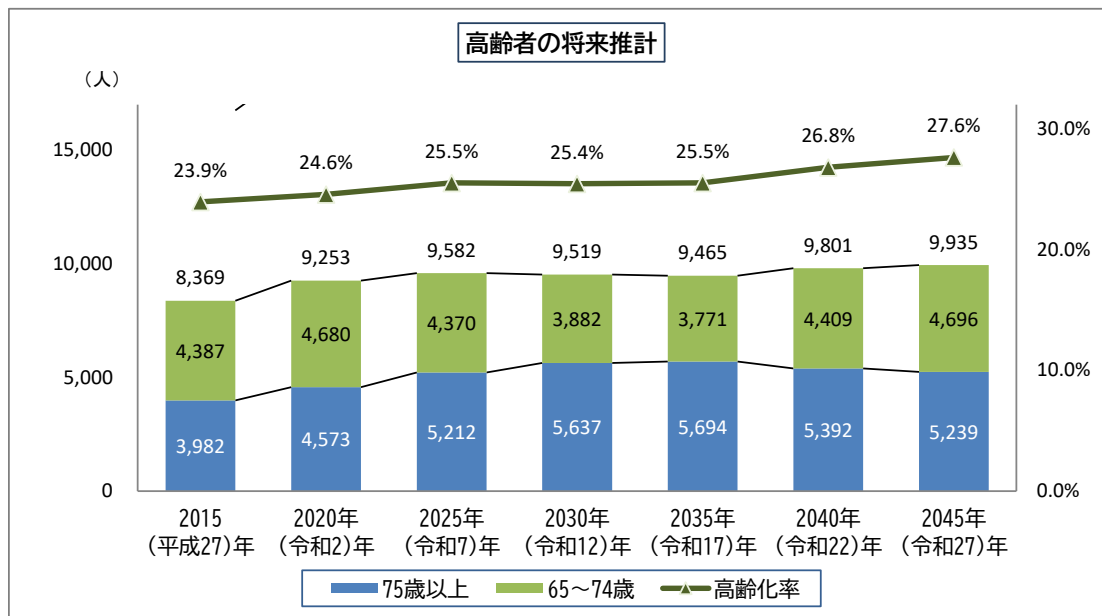
そのため、苅田町に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用状況等を把握し今後の高齢者保健福祉施策に生かすため「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を行いました。

2 高齢者をめぐる状況



(1) 高齢化率及び高齢者数の推計

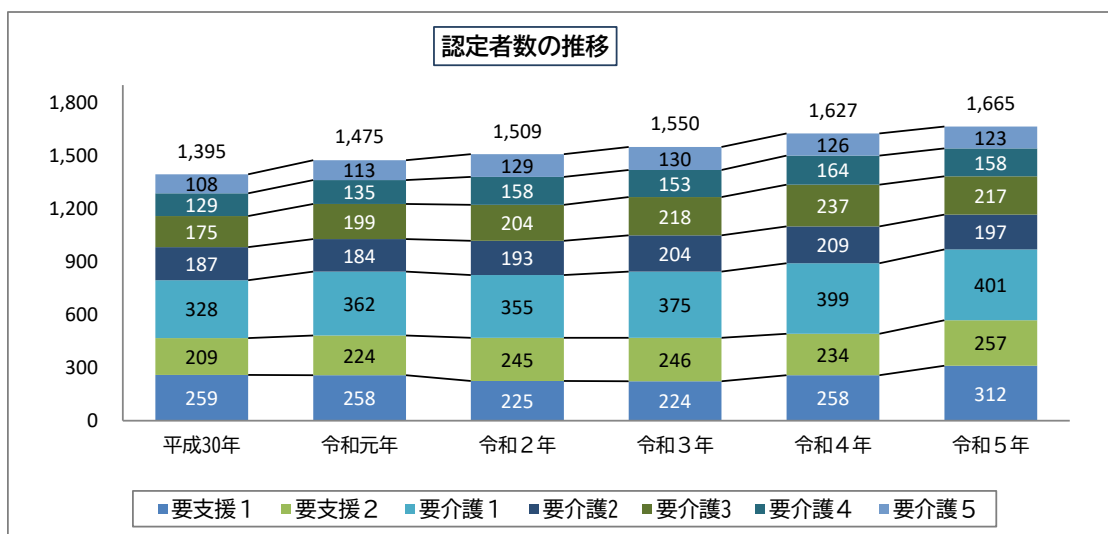
2018（平成30）～2023（令和5）年の人口実績を使用したコーホート変化率法による推計では、苅田町の高齢化率は今後も上昇する見込みです。高齢者数は2025（令和7）年以降ほぼ横ばいに推移しており、2045（令和27）年に高齢者数がピークとなる見込みです。後期高齢者数は2035（令和17）年以降、減少する見込みです。



資料：2015（平成27）～2020（令和2）年まで：住民基本台帳（各年9月末）
2025（令和7）年以降：コーホート変化率法により推計

(2) 要介護度別要介護認定者数の推移

要介護（支援）認定者は、平成30年の1,395人から令和5年の1,665人まで増加傾向で推移しています。要介護（支援）度別の認定者数の推移では、要支援1、要支援2、要介護1の軽度者が増加傾向にあります。



資料：介護保険事業状況報告（平成30～令和4年：各年3月末、令和5年6月末）

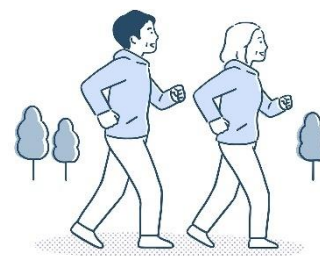
3 計画の基本理念と基本目標及び計画の体系



| 基本理念 | | 「尊厳ある、自律した生活。」をまもるまち | |
|---|--------------------------------------|--------------------------|--|
| 基本目標 | 基本方針 | 具体的な施策 | |
| <p>人と人が認めあい、支えあい、元氣と優しさあふれ、笑顔が輝くまちづくり！</p> <p>このまちで、最後まで自分らしく、暮らし続けるために</p> | 基本方針Ⅰ 健康で元氣な高齢期を過ごすために | 1 健康づくりの推進 | |
| | | 2 自立支援・介護予防・重度化防止の推進 | |
| | | 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組み | |
| | 基本方針Ⅱ いきいきとした高齢期を過ごすために | 1 生きがいの場づくりの促進 | |
| | | 2 つながりの場づくりの拡充 | |
| | 基本方針Ⅲ 自分らしく安心できる高齢期を過ごすために | 1 地域包括ケア体制の強化 | |
| | | 2 生活支援体制整備事業の推進 | |
| | | 3 認知症施策「共生」と「予防」の推進 | |
| | | 4 在宅医療・介護連携の推進 | |
| | | 5 在宅生活支援サービスの充実・強化 | |
| | | 6 高齢者の権利擁護の促進 | |
| | 基本方針Ⅳ 安全で快適な高齢期を過ごすために | 1 高齢者を取り巻く環境の整備 | |
| | 2 災害、感染症対策の推進 | | |



4 基本方針ごとの具体的な取組と施策



基本方針Ⅰ 健康で元気な高齢期を過ごすために

| | |
|-----------------------------------|--|
| (1) 健康づくりの推進 | |
| ①健康教育の充実 | ○集団健康教室 |
| ②健康相談の充実 | ○健康相談 |
| ③健康診査・がん検診等の充実 | ○特定健康診査 ○がん検診 ○肝炎診査 ○歯周疾患検診 |
| ④保健指導の充実 | |
| ⑤運動による生活習慣病予防の推進 | ○健康増進教室 |
| (2) 自立支援・介護予防・重度化防止の推進 | |
| ①介護予防・生活支援サービス事業 | ○訪問型サービス A ○通所型サービス A (身体機能向上型デイサービス) ○通所型サービス A (ミニデイサービス) |
| ②一般介護予防事業 | ○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○一般介護予防事業評価事業 ○地域リハビリテーション活動支援事業 |
| (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組み | |

基本方針Ⅱ いきいきとした高齢期を過ごすために

| | |
|-------------------------|--|
| (1) 生きがいの場づくりの促進 | |
| ①生涯学習・スポーツ活動の促進 | |
| ②シルバー人材センターの支援 | |
| (2) つながりの場づくりの拡充 | |
| ①老人クラブ活動の支援 | |
| ②ボランティア・NPO活動の支援 | |



| | |
|--|---|
| (1) 地域包括ケア体制の強化 | |
| ①地域包括支援センターの機能強化 | |
| ②地域包括支援センターの事業評価・点検の実施 | |
| ③自律支援型地域ケア会議の開催 | |
| ④地域ケア推進会議の開催 | |
| ⑤地域共生社会の推進 | |
| ⑥小地域福祉活動の拡充 | ○小地域福祉活動 ○見守りネットワーク活動 ○ふれあいいきいきサロン |
| ⑦福祉教育の推進 | ○福祉教育推進校 |
| ⑧ボランティアの養成・育成の推進 | ○ボランティアの養成・育成 |
| (2) 生活支援体制整備事業の推進 | |
| ①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 | |
| ②協議体の設置 | |
| (3) 認知症施策「共生」と「予防」の推進（苅田町認知症施策推進基本計画） | |
| ①認知症についての正しい知識と理解の促進 | ○認知症普及啓発 ○認知症の人本人からの発信や活動の支援 |
| ②認知症予防に資する取り組み | |
| ③認知症支援体制の整備 | ○認知症初期集中支援チームの設置 ○認知症地域支援推進員の配置 ○認知症ケアパスの普及 |
| ④認知症地域支援推進員の活動 | |
| ⑤SOS徘徊ネットワーク活動の推進 | ○SOS徘徊ネットワーク活動 ○認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等助成制度 |
| (4) 在宅医療・介護連携の推進 | |
| ①地域における在宅医療・介護連携体制の推進 | |
| ②地域住民への普及啓発 | |
| (5) 在宅生活支援サービスの充実・強化 | |
| ①食の自立支援事業 | |
| ②緊急通報システム整備事業 | |
| ③介護予防住宅改修事業 | |
| ④在宅生活支援短期宿泊事業 | |
| ⑤介護家族支援介護用品給付事業 | |
| ⑥介護家族支援元気回復事業 | |



(6) 高齢者の権利擁護の促進

- ①虐待早期発見と適切な対応の推進
- ②権利擁護に関する啓発と関係機関との連携強化
- ③成年後見制度利用促進基本計画の策定
- ④成年後見センターとの連携
- ⑤日常生活自立支援事業の利用・促進



基本方針Ⅳ 安全で快適な高齢期を過ごすために

(1) 高齢者を取り巻く環境の整備

| | |
|----------------------|--|
| ①高齢者に配慮した住まいの確保と情報提供 | ○高齢者向け住まい・施設整備の推進 |
| ②ユニバーサルデザインの推進 | ○ユニバーサルデザインのまちづくり |
| ③外出移動手段の整備 | ○コミュニティバス運行事業 ○外出支援サービス ○ハンディキャブ（社会福祉協議会） ○移動サロン（社会福祉協議会） ○通院等乗降介助（介護保険サービス） |
| ④消費者被害防止の啓発と救済対策の推進 | ○消費者安全確保地域協議会 ○消費生活出前講座 |
| ⑤防犯と交通安全の啓発と対策の推進 | ○交通安全講座 |

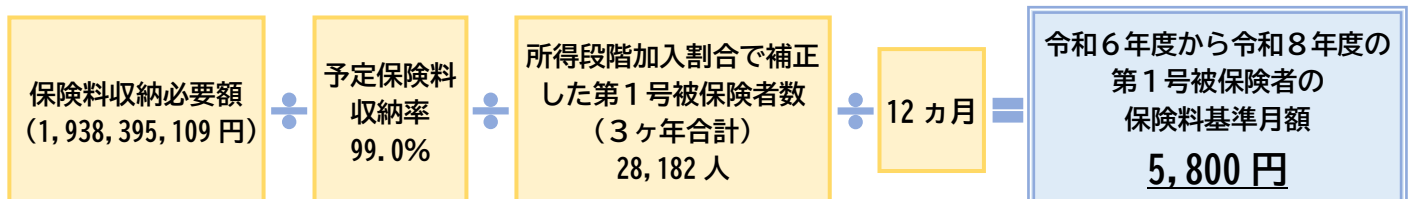
(2) 災害対策、感染症対策の推進

| | |
|-------------------|--------------------------------|
| ①災害等非常時の地域支援体制の整備 | ○自主防災組織 ○防災無線・災害情報メール配信システム |
| ②高齢者への感染症対策の整備 | |

5 第9期介護保険料の設定

(1) 保険料基準月額

保険料基準月額は以下の方法で算出され、苅田町の第9期（令和6年度から令和8年度）の第1号被保険者保険料基準月額は、5,800円となります。



(2) 第1号被保険者介護保険料所得段階

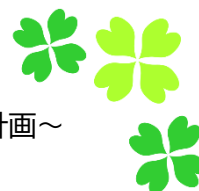
| 所得段階 | 対象者 | 保険料設定方法 | 保険料月額 | 保険料年額 |
|-------|---|-----------|--------|---------|
| 第1段階 | ○生活保護受給者 ○町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ○町民税世帯非課税かつ合計所得金額から年金所得金額を控除した金額+課税年金収入額80万円以下 | 基準額×0.285 | 1,653 | 19,836 |
| 第2段階 | ○町民税世帯非課税かつ合計所得金額から年金所得金額を控除した金額+課税年金収入額80万円超120万円以下 | 基準額×0.485 | 2,813 | 33,756 |
| 第3段階 | ○町民税世帯非課税かつ合計所得金額から年金所得金額を控除した金額+課税年金収入額120万円超 | 基準額×0.685 | 3,973 | 47,676 |
| 第4段階 | ○町民税本人非課税かつ合計所得金額から年金所得金額を控除した金額+課税年金収入額80万円以下(世帯内に町民税課税者がいる) | 基準額×0.9 | 5,220 | 62,640 |
| 第5段階 | ○町民税本人非課税かつ合計所得金額から年金所得金額を控除した金額+課税年金収入額80万円超(世帯内に町民税課税者がいる) | 基準額 | 5,800 | 69,600 |
| 第6段階 | ○町民税課税者かつ合計所得金額120万円未満 | 基準額×1.2 | 6,960 | 83,520 |
| 第7段階 | ○町民税課税者かつ合計所得金額120万円以上210万円未満 | 基準額×1.3 | 7,540 | 90,480 |
| 第8段階 | ○町民税課税者かつ合計所得金額210万円以上320万円未満 | 基準額×1.5 | 8,700 | 104,400 |
| 第9段階 | ○町民税課税者かつ合計所得金額320万円以上420万円未満 | 基準額×1.7 | 9,860 | 118,320 |
| 第10段階 | ○町民税課税者かつ合計所得金額420万円以上520万円未満 | 基準額×1.9 | 11,020 | 132,240 |
| 第11段階 | ○町民税課税者かつ合計所得金額520万円以上620万円未満 | 基準額×2.1 | 12,180 | 146,160 |
| 第12段階 | ○町民税課税者かつ合計所得金額620万円以上720万円未満 | 基準額×2.3 | 13,340 | 160,080 |
| 第13段階 | ○町民税課税者かつ合計所得金額720万円以上 | 基準額×2.4 | 13,920 | 167,040 |

パンジープラン21第9期計画【概要版】

～第10期苅田町高齢者福祉計画・第9期苅田町介護保険事業計画～

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月発行



発行：苅田町

編集：苅田町 福祉課

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

TEL：093-434-1111 FAX：093-435-0023

